

第3期江府町障害福祉計画

【平成24年度～平成26年度】

平成24年4月

江 府 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 基本理念	2
5. 基本目標	2
6. 計画の推進体制	2
7. 施策の体系	3

第2章 障害者の現状等

1. 障害者数	5
2. 主な障害福祉サービス利用状況	10

第3章 施策の展開

1. サービスの充実	14
2. 生活環境の整備	14
3. 相談支援	15
4. 保健・医療	15
5. 雇用	16
6. コミュニケーション	16
7. 情報	17
8. 教育	17

第4章 障害福祉サービスの数値目標等

1. 平成24年度以降の目標数値の設定	18
2. 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	19
3. 地域生活支援事業	22

文末脚注

参考資料

第1章 計画の基本的な考え方

※障がいの表記について

計画の文言において、「障害」と「障がい」の表記があります。

法律に関する用語（法の名称や法律に登場する表記、手帳の名称等）に関しては「障害」を、一般的な表記については「障がい」を使用します。

1. 計画策定の趣旨

近年、障がい者福祉を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。

- ・平成12年 社会福祉法の成立（旧「社会福祉事業法」）
- ・平成15年 支援費制度の開始（措置制度から契約制度へ）
- ・平成16年 障害者基本法の改正
- ・平成18年 障害者自立支援法の施行
- ・平成22年 障害者自立支援法の改正
- ・平成23年 障害者虐待防止法成立

このような状況の中で、新たな時代の障がい保健福祉施策の方向に対応した、本町独自の指針が必要です。

また、本町の障がいのある方福祉の現状に目を向けると、高齢化の進展や障がいの重度・重複化が進み、障がいをめぐる問題は複雑・多岐にわたり、障がい保健福祉施策は、多くの課題を抱えています。

こうした、江府町の障がいのある方を取り巻く課題の解決に向けた、様々な施策の取組みを総合的に推進するために、平成19年3月に「江府町障害福祉計画」（以下「第1期計画」という）を策定し、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の必要量を見込むとともに、見込み量を確保する方策を定めてきました。

同じく平成21年3月には第2期江府町障害福祉計画（以下「第2期計画」）を策定しました。更なる地域生活への移行や社会生活の充実が大きく打ち出されるなか、共生社会の充実に向けて推進していくためにも第2期計画の進捗状況を踏まえ、第3期江府町障害福祉計画（以下「第3期計画」）として平成24年度から平成26年度までのサービスの見込みを設定しました。

2. 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく、障がいのある方のための施策に関する基本的な計画（「市町村障害者計画」）及び障害者自立支援法第88条第1項に基づく、障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（「市町村障害福祉計画」〈※¹⁾）に位置付けます。

また江府町では平成18年に第4次総合計画を策定し、平成23年3月に前期分の反省を踏まえ後期分を作成し、発表しました。この計画の基本理念には「小さくても元気で明るい輝きのあるまちづくり」があり、この理念より7つの基本方針が策定されました。その1つに「だれもがいきいき暮らせるまちづくり」があります。第3期計画では、この第4次総合計画の基本方針を理念とし、現状からの課題を踏まえて諸問題の解決に向け目標設定をいたしました。

そして、目標設定に関しては国の指針〈※¹⁾〉や、鳥取県の障害福祉計画の考え方を踏まえたものとなります。

3. 計画の期間

本計画は、平成26年度を目標とし、平成18年度から平成20年度までの期間を第1期計画とし、平成21年度から平成23年度までの期間を第2期計画とし、平成24年度から平成26年度までの期間を第3期計画とします。

また国や県の計画や社会的な動向によって、必要に応じて見直しを行います。

4. 基本理念

『だれもがいきいき暮らせる町づくり』

第4次江府町総合計画（後期分）の基本方針の1つであります。これは障がいの有無にかかわらず誰もがお互いに人格と個性を尊重し、地域の中で安心して安全に生活できる環境づくりを図ることを目的としています。

障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに人権と個性を尊重し、地域移行を実現し、地域の中で安心して安全に生活できる環境づくりを図ります。

5. 基本目標

基本理念にあるように、「障がいの有無にかかわらず誰もがお互いに人権と個性を尊重し、地域の中で安心して安全に生活できる環境づくり」を目指すための構成要素として、安心して暮らすことができる生活環境と雇用、社会との相互理解があげられます。これを、理念を果たすための基本目標とします。

- (1) 地域生活支援の充実と地域移行の推進
病院や施設からの地域移行をすすめ、障がいのある人が地域の中で安心・安全に生活できるように、必要な支援を行います。
- (2) 社会参加・就労支援
障がいのある人が、自らの能力を発揮し、自己決定と自己選択のもとに、社会参加できるように支援を行います。また、経済的な自立を目指した就労支援を行います。
- (3) 交流促進
障がいのある、なしにかかわらず、お互いを理解、尊重し、協力し合うことができるよう、地域での交流やふれあいを促進します。

6. 計画の推進体制

5. 基本目標で掲げたそれぞれの目標を踏まえて、障がいのある方が地域生活に移行し自己決定に基づく自立生活を営むために、8つの施策を展開していきます<※ⁱⁱⁱ>。

施策を展開する上では地域の理解や協力が必要なのは地域の理解・協力です。障がいのある方、サービス事業者、関係機関、家族さん、地域住民、行政が理念を基に一体となった協力・連携の構築が求められます。

また、町内だけでなく他市町村との連携も必要となってきます。県や西部9市町村（米子市、境港市、日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、日南町、日野町、江府町）と地域間連携を進めていきます。

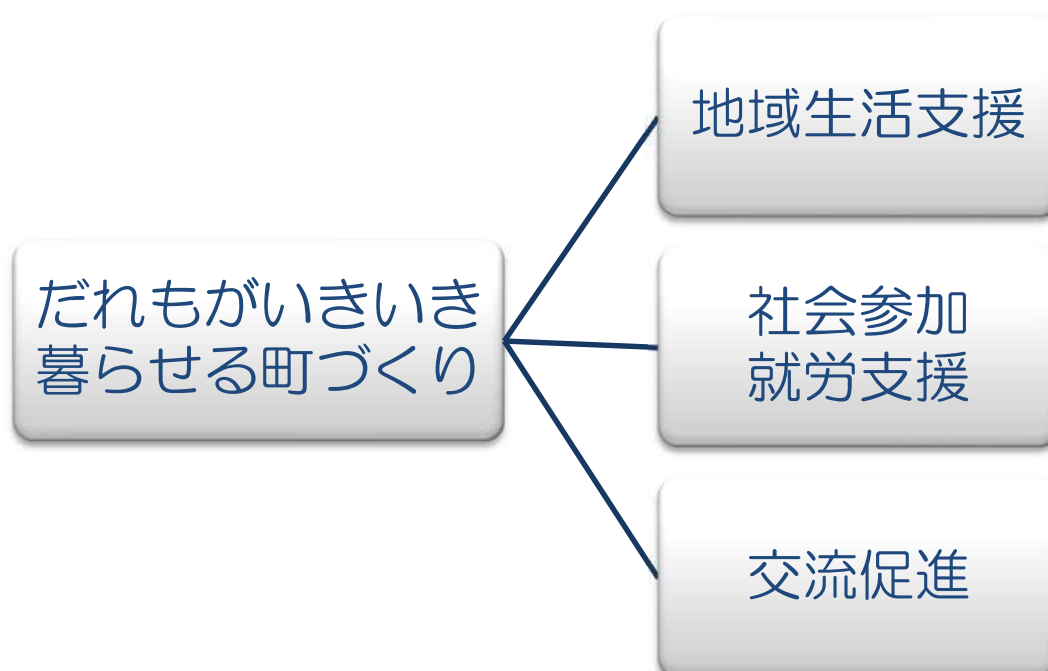
そして、この9市町村とサービス事業者や相談支援事業所等で構成している鳥取県西部自立支援協議会とも連携を取ります。この鳥取県西部自立支援協議会では、障害福祉計画の進捗管理と調整の役割を担っています。また自立支援協議会では、相談支援の中核的役割を担うこととなっています。

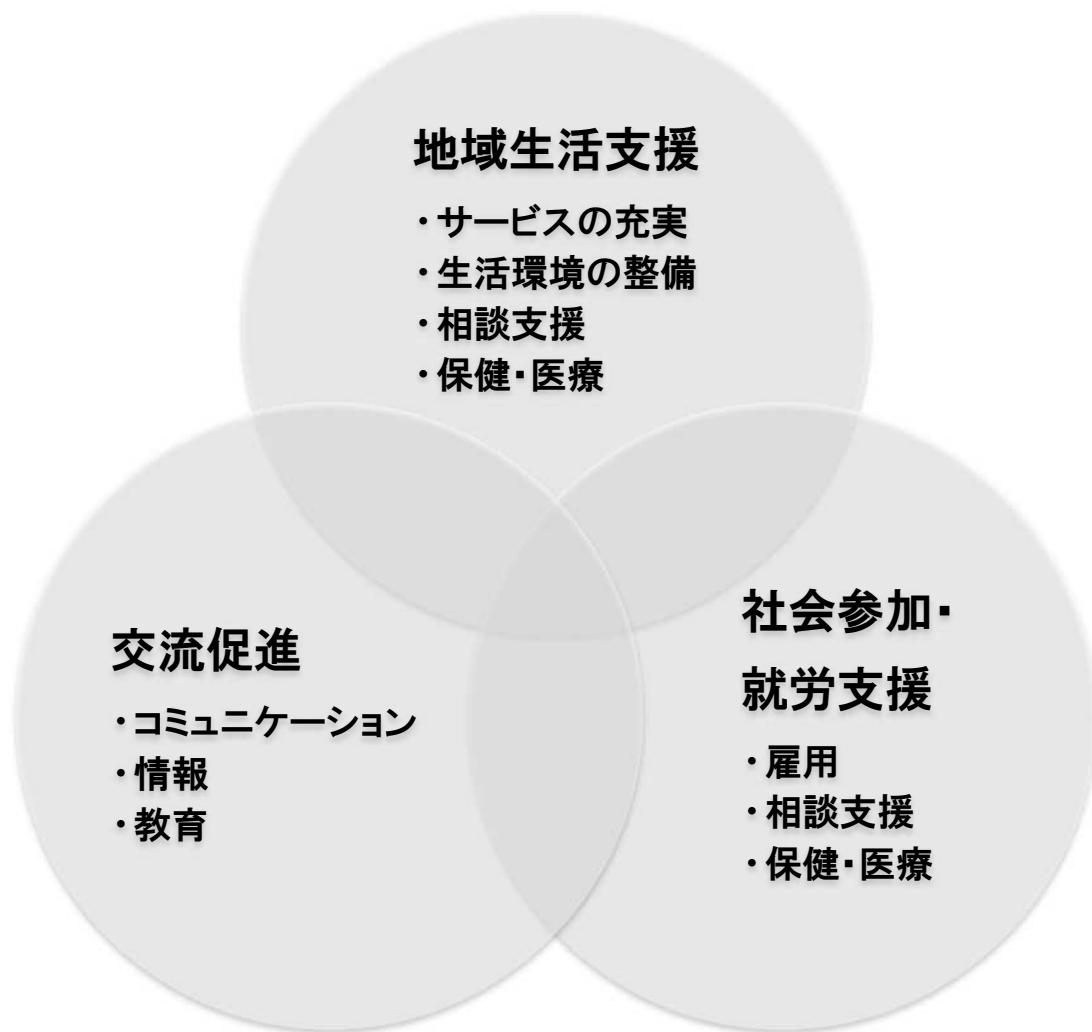
計画の推進体制として、県や鳥取県西部9市町村との連携、関係機関や障害のある方や地域の皆様への理解を得たうえでの協働、鳥取県西部自立支援協議会での進捗管理と調整、この3つを推進体制の軸にしていきます。

7. 施策の体系

以上の基本目標と第2章で紹介します江府町の現状と課題を踏まえて、以下の8つの施策を設定しました。

1. サービスの充実
2. 生活環境の整備
3. 相談支援
4. 保健・医療
5. 雇用
6. コミュニケーション
7. 情報
8. 教育





第2章 障がい者の現状等

1. 障がい者数

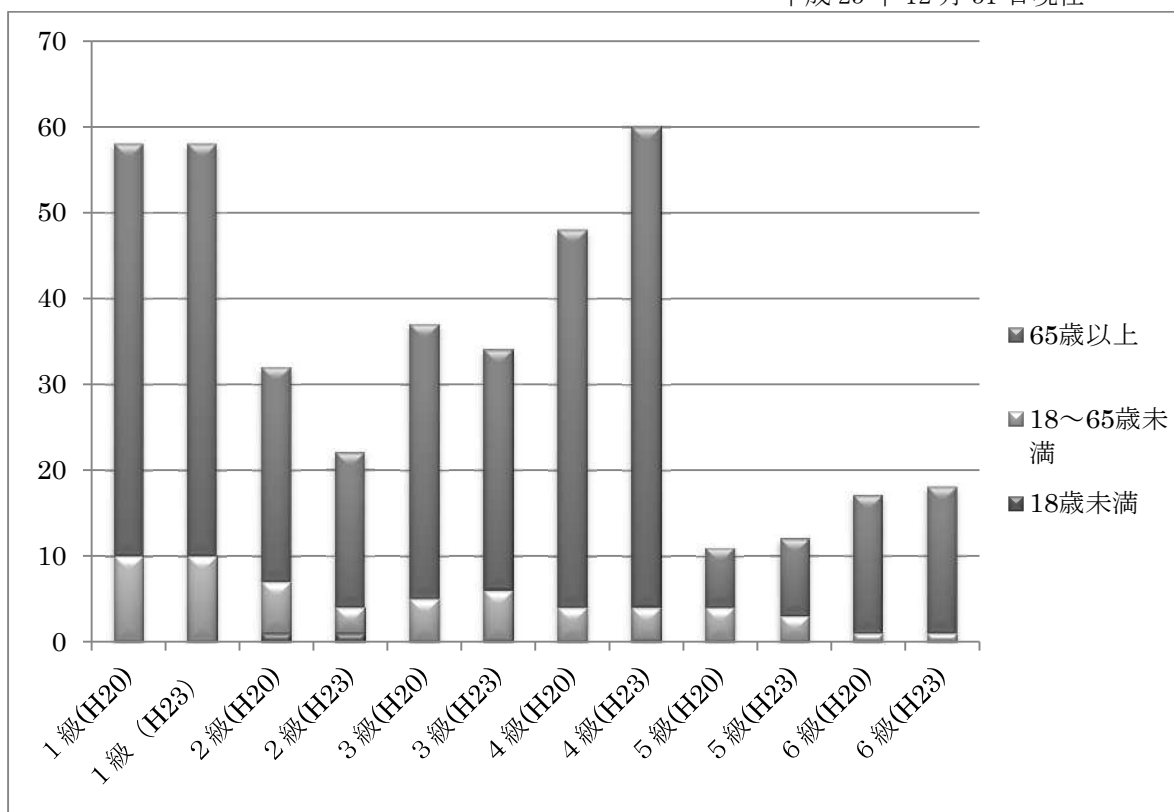
(1) 身体障がい者
「身体障害者手帳所持者数」

①年齢別・総合等級別

(単位：人・%)

総合等級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
18歳未満	0	1	0	0	0	0	1 0.49%
18～65歳未満	10	3	6	4	3	1	27 13.23%
65歳以上	48	18	28	56	9	17	176 87.25%
計	58 28.43%	22 15.80%	34 10.78%	60 29.41%	12 5.88%	18 8.82%	204 100.00%

平成23年12月31日現在



身体障害者手帳の交付の状況については、第2期と比べて1人増加しました。年齢別では、第2期と比べて18歳未満が変動なし、18歳から65歳が3人減、65歳以上が4人増となっています。この中では65歳以上の高齢者の割合が87.25%と9割に迫っています。

等級別では、4級が最も多く、次いで1級、最も少ないのが5級となっています。第2期との比較では3級の割合が7.4%減で、代わって4級の割合が5.8%増となっています。

②障がい種類別・個別等級別

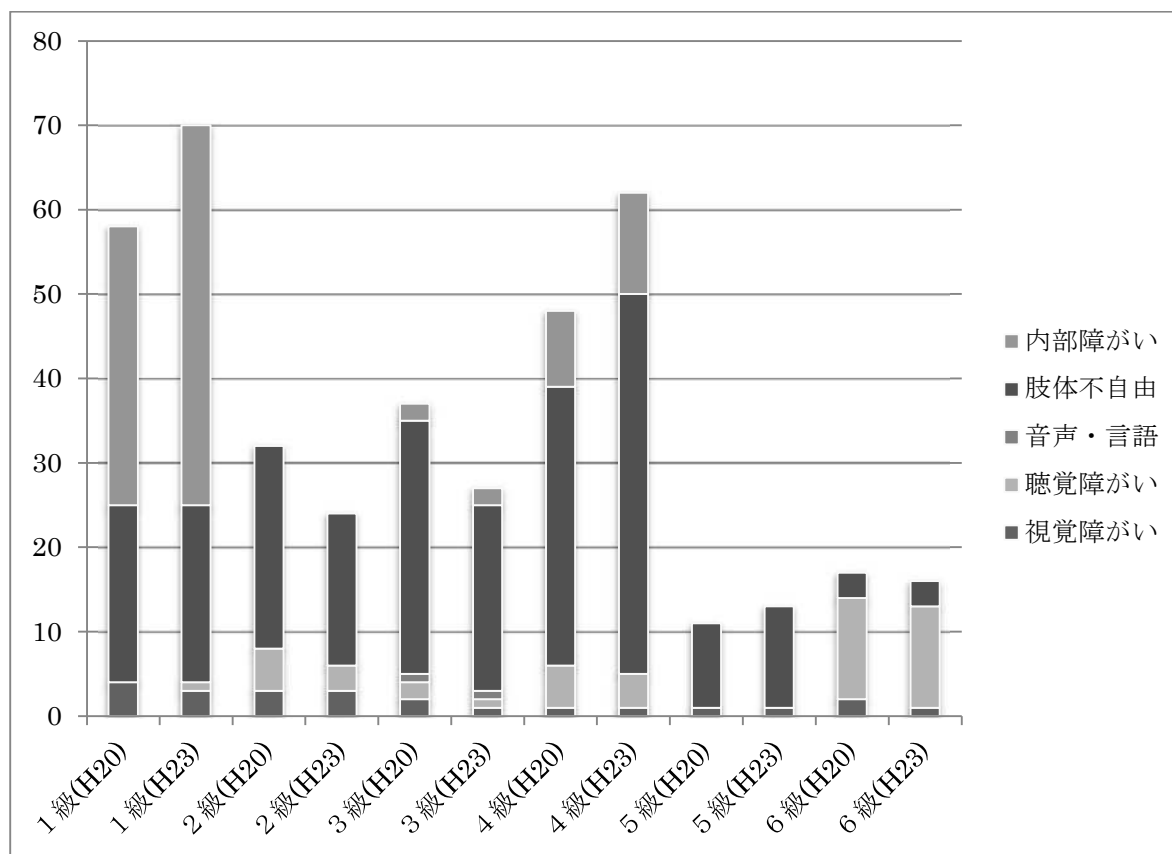
(単位：人・%)

身体障害者手帳所持者数

区 分	重度		中度		軽度		計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	3	3	1	1	1	1	10
聴覚障がい	1	3	1	4		12	21
音声・言語			1				1
肢体不自由	21	18	22	45	12	3	121
内部障がい	45		2	12			59
計	70	24	27	62	13	16	212
構 成 比	33.0	11.3	12.7	29.2	6.1	7.5	100.0

(注)重複障がいの場合はそれぞれにカウント

平成23年12月31日現在



第2期との比較では、内部障がいが増えています。特に1級の内部障がいが増加しています。内部障がいの中でも心臓機能障がいと腎臓機能障がいの増加は顕著となっています。

他の障がいでは、肢体不自由は総数が大きく変わらないものの、2級や3級の割合が低くなって、4級が増加の傾向が見られます。

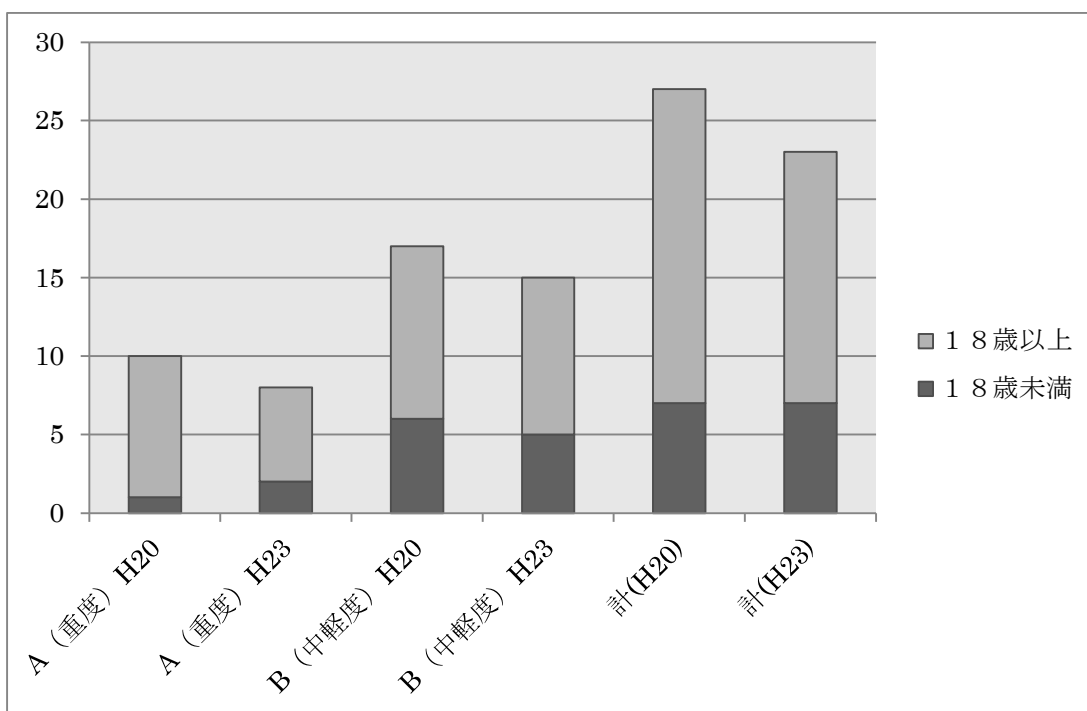
聴覚障がいと視覚障がいに関しては、微減となっており、また等級別で大きな変化は見られません。

(2) 知的障がい者

「療育手帳所持者数」
(平成 23 年 12 月 31 日現在)

(単位：人・%)

区 分	A (重度)	B (中軽度)	計
18歳未満	2	5	7
18歳以上	6	10	16
計	8	15	23
構 成 比	34.8	65.2	100.0



全体数は第2期と比べて4人減となっています。全体的に減少の傾向ですが、A判定(重度)の18歳未満が1人増えました。

(3) 精神障がい者

「精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数」

平成 23 年 3 月末日現在

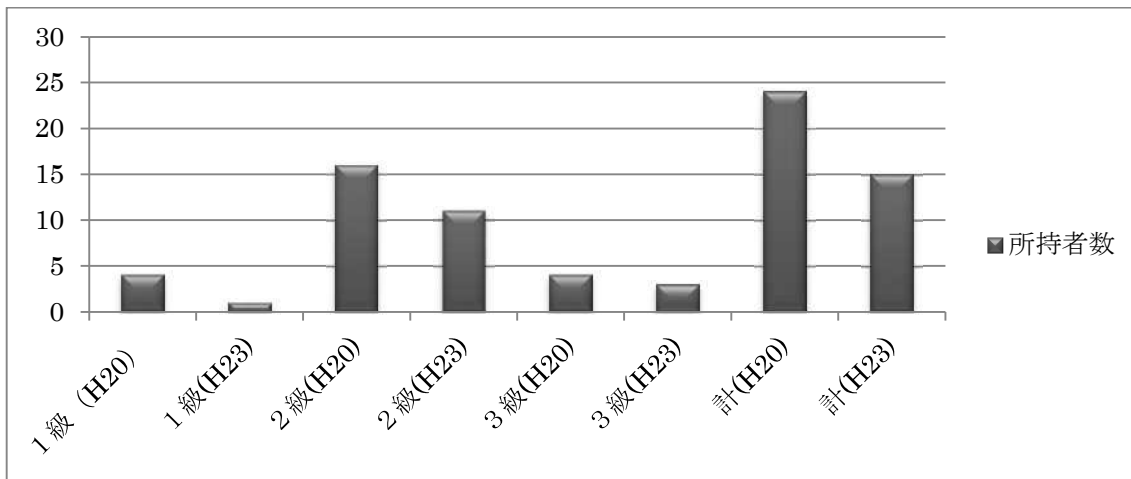
(単位：人・%)

区 分	1 級	2 級	3 級	計
所持者数	1	11	3	15
構 成 比	6.7	73.3	20.0	100.0

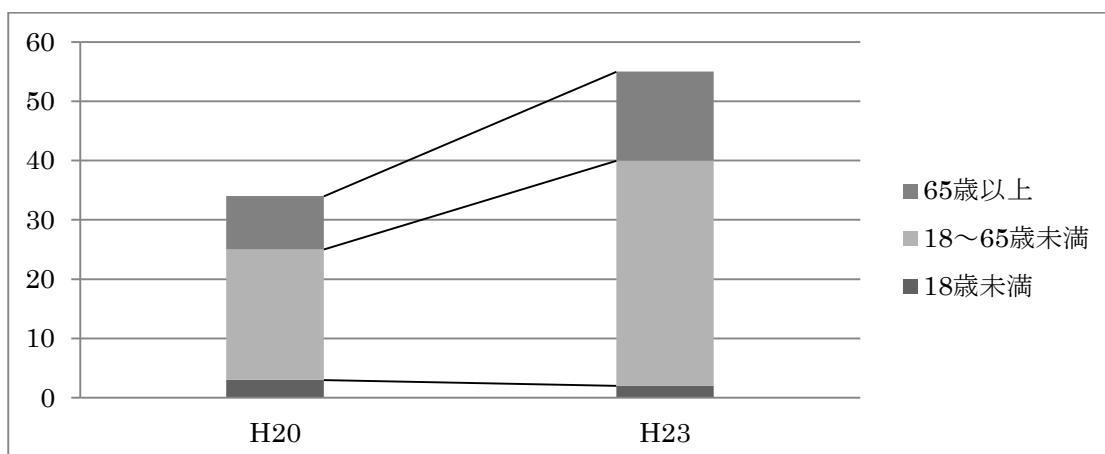
※精神障がい者入院患者数 0 人（平成 23 年 6 月 30 日現在）

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者 56 人（平成 23 年 3 月末日現在）

合計 71 人



精神障害者保健福祉手帳所持者は平成 20 年に比べて減っています。年齢階層別でも減少の傾向が見られます。



自立支援医療受給者は18歳未満を除いて増加傾向です。特に18歳から64歳にかけては平成20年との比較で173%となっており、大幅な増加がみられます。とりわけ40歳代の受給者が多くなっています。

2. 主な障がい福祉サービス利用状況

(1) 障がい福祉サービスの種類と内容<※^{iv)}>

介護 給付	1. 居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	2. 重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	3. 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	4. 行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	5. 重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
	6. 児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	7. 短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	8. 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	9. 生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	10. 障がい者支援施設でのケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	11. 共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練 等給 付	12. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	13. 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	14. 就労継続支援（A型、B型）<※ ^{v)} >	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	15. 共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
地域	16. 移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
生活 支援 事業	17. 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	18. 福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います

サービスは、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

障がい福祉サービスは、日常生活に必要な介護等を受けられる「介護給付（1～11）」と、自立生活に必要な訓練等を行う「訓練等給付（12～15）」があります。

また、サービスの種類としては、在宅で訪問等を受けたりする「訪問系」サービス（1～5、7、16）や、施設等に通所し利用する「日中活動系」サービス（6、8、9、12、13、14、17）施設等に入所する住まいの場としての「居住系」サービス（10、11、15、18）があります。

(2) 介護給付費・施設等訓練費支給決定者数^{vi}

サービス区分		項目	単位	H 2 1	H 2 2	H 2 3	
				実績	実績	実績	
訪問系	1 居宅介護	月間実利用者数	人		2	1	
		月間総利用時間数	時間	51	75	12	
	2 重度訪問介護	月間実利用者数	人		0	0	
		月間総利用時間数	時間	0	0	0	
	3 行動援護	月間実利用者数	人		1	1	
		月間総利用時間数	時間	155	155	155	
	4 重度障害者等包括支援	月間実利用者数	人		0	0	
		月間総利用時間数	時間	0	0	0	
訪問系 計		月間実利用者数	人		3	2	
		月間総利用時間数	時間	206	230	167	
日中活動系	5 生活介護	月間実利用者数	人		2	6	
		月間総サービス利用数	人日	46	46	138	
	6 自立訓練（機能訓練）	月間実利用者数	人		0	0	
		月間総サービス利用数	人日	0	0	0	
	7 自立訓練（生活訓練）	月間実利用者数	人		0	1	
		月間総サービス利用数	人日	0	0	23	
	8 就労移行支援	月間実利用者数	人		0	0	
		月間総サービス利用数	人日	18	0	0	
	9 就労継続支援（A型）	月間実利用者数	人		0	1	
		月間総サービス利用数	人日	0	0	7	
	10 就労継続支援（B型）	月間実利用者数	人		6	7	
		月間総サービス利用数	人日	80	121	133	
	11 療養介護	月間実利用者数	人	1	1	1	
12 児童デイサービス	月間実利用者数	人		0	0		
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0		
13 短期入所	月間実利用者数	人		0	0		
	月間総サービス利用数	人日	0	0	0		
居住系	14 グループホーム<※ ^{vii} >	月間実利用者数	人	0	2	2	
	15 ケアホーム	月間実利用者数	人	3	4	5	
	GH・CH 計		月間実利用者数	人	3	6	7
	16 施設入所支援	月間実利用者数	人	2	2	6	
その他	17 相談支援	月間実利用者数	人	0	0	0	
	18 手話通訳・要約筆記	月間実利用者数	人	0	0	0	
	19 移動支援	月間実利用者数	人	1	0	1	
	20 日中活動系 （旧入所サービス分）	月間実利用者数	人		9	2	
		月間総サービス利用数	人日	279	174	51	
	21 日中活動系 （旧通所サービス分）	月間実利用者数	人		5	4	
		月間総サービス利用数	人日	62	106	88	
22 居住系 （旧入所サービス分）	月間実利用者数	人		9	2		
	月間総サービス利用数	人日	279	174	51		
23 移動支援	月間総利用時間数	時間	12	28	0		

(注) 重複利用の場合はそれぞれにカウント

平成 23 年 6 月 30 日現在

1. 居宅介護
利用者、利用時間ともに減少しています。町内に事業所がないため、積極的な利用がなされていないのが現状です。
2. 重度訪問介護
利用実績はありません。重度の方は入所施設に入られる傾向があります。
3. 行動援護
1名の利用があります。鳥取県西部は全国的に見て行動援護の体制整備が進んでおり、利用が増える可能性があります。
4. 重度障害者等包括支援
利用実績はありません。重度訪問介護と同様に重度の方は町外の施設利用が多く、利用がありません。
5. 生活介護
22年度に比べ23年度の利用が大幅に増えています。しかし旧法サービスから新体系移行に伴い利用が増えました。23年度内の新体系移行の事業所もあり、ニーズは変わらないものの、実績は増加する見込みです。
6. 自立訓練（機能訓練）
利用実績はありません。
7. 自立訓練（生活訓練）
23年度は利用がありました。24年度以降も利用継続の予定です。
8. 就労移行支援
21年度の利用を最後に、利用はありません。22年度以降利用がなく、利用促進への方策を検討中です。
9. 就労継続支援（A型）
23年度に1名の利用がありました。
10. 就労継続支援（B型）
22年度、23年度と利用者数、利用日数共に増加の傾向であります。新体系移行に伴う利用増が主です。今後伸び率は減りますが利用が伸びると考えられます。
11. 療養介護
継続して1名の方が利用されています。今後も利用の予定です。
12. 児童デイサービス
利用実績はありません。今後利用に対するニーズがあり、増加することが予想されます。
13. 短期入所
利用実績がありません。
14. グループホーム
22年度より利用がありますが、新体系移行に伴うものです。
15. ケアホーム
グループホーム同様新体系移行に伴う利用がほとんどです。
16. 施設入所支援
旧法から新体系への移行が進んでいます。
17. 相談支援
利用実績がありません。
18. 手話通訳・要約筆記
利用実績がありません。
19. 移動支援
23年度の利用はありません。しかし、8月以降の利用はあります。ニーズがあるサービスのため今後も増加が見込まれます。

(3) 特別障害者手当等受給者数

区分	人数
特別障害者手当	16
障害児福祉手当	2
経過的福祉手当	0
計	18

平成23年12月31日現在

特別障害者手当は第2期に比べて6人減、障がい児福祉手当は1人増となりました。

(4) 補装具・日常生活用具給付等状況（平成22年度実績）

区分	種 目	件 数	
		身体障がい者	障がい児
補装具	補聴器	2	0
	車いす	1	0
	電動車いす	1	0
	義足	1	0
	歩行器	0	0
	歩行補助杖	1	0
	装具等	1	0
	修理（補聴器・車いす等）	3	0
	小 計	10	0
日常生活用具 〈※ ^{viii} 〉	介護・訓練支援用具歩行支援用具	0	0
	排泄管理支援用具（ストマ用装具）	5	1
	在宅療養等支援用具（ネブライザー等）	0	0
	自立生活支援用具	0	0
	情報・意思疎通支援用具	0	0
	居宅生活動作補助用具	0	0
小 計	6	0	
合 計		16	1

補装具、日常生活用具に関しては、障がい児の利用は1件のみで、それ以外は身体障がい者の利用となっております。補聴器の購入が2件です。平成20年と比べると車イスの利用が増えましたが、それ以外はほぼ横ばいとなっています。高齢の方は介護保険の福祉用具購入・レンタルの利用をされていることが多い傾向が見られるため、利用が少なくなっています。

3. 総括

数値から読み取れる大まかな傾向としては、大きく3点が挙げられます。

1つは、この3年間で身体障がいのある方について、重度化と軽度化の両極端の傾向が見られるます。

2つ目は、精神障害者保健福祉手帳所持者が減っているにも関わらず、自立支援医療の精神通院受給者が大幅に増えています。

3つ目は、増加が認められた指標に対応するサービスはあるものの、利用数の増加には直結していません。

これらの傾向から在宅サービスに対する期待は大きいものの、社会資源が不足していること、軽度の障がいを持つ方へ対する方策が少ないこと、障がいサービスの周知が十分でないことが課題として挙げられます。

以上を江府町の障がい福祉の総合的な課題として、次章からの計画を策定します。

第3章 施策の展開

1. サービスの充実

江府町の障がい福祉の課題の一つに社会資源が不足していることが挙げられます。この問題を解決するためにも、サービスの充実、サービスに対する理解・福祉教育の充実、人材の確保・育成が重点課題であります。これらの解決のために以下の施策を推進します。

【施策の方向】

●障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が、安心して地域で生活できるよう、障がい福祉サービスの充実を図ります。また、3障がいに係る制度の一元化をより推進し、増加傾向にある精神障がい者に対するサービスの充実を図ります。

なお、サービスの種類ごとの目標数値を第4章で設定します。

●福祉教育等の推進

交流教育の実施などを通じて、障がいや障がいのある方に関する正しい理解を深める福祉教育の充実を推進します。

●人材の育成・確保

障がいのある人のニーズに適切に対応できるよう、福祉・保健・医療など各分野で障がいのある人の生活の支援に関わる人材の育成・確保を図ります。

2. 生活環境の整備

豊かな地域生活が送れるよう、住環境や交通、文化、緊急時の対応等について利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応した整備を進めます。

【施策の方向】

●スポーツ・文化芸術活動の振興

障がいのある人が“楽しみ”や“生きがい”をもって暮らせるよう、スポーツ交流会や文化芸術教室の開催などに取り組みます。

●住宅のバリアフリー化の推進

障がいのある人や高齢者を対象とした暮らしやすい住まいづくりについての相談支援を行い、住宅のバリアフリー化を推進します。

●道路等のバリアフリー化の推進

ハートビル法や鳥取県福祉のまちづくり条例等に基づき、道路などのバリアフリー化を推進します。

●移動手段の確保

障がいのある人が行きたいところへ自由に外出ができるよう、公共交通機関のバリアフリー化の推進や、公共交通機関の利用が困難な人への車両による移送サービスの充実を図ります。

●災害時の対応について

災害発生時には、それぞれの障がい特性に応じた対応が必要になってまいります。その体制が早期に確保できるように取り組みます。

3. 相談支援

第2章の総括の中で、江府町の傾向のひとつにサービス利用促進がありました。この課題のみならず、今後の江府町の障がい福祉サービスの発展のカギを握るのは相談支援であると考えられます。

現在、鳥取県西部地区の9つの市町村が相談支援事業を指定相談事業所5か所に委託契約をしています。この体制をさらに強化してまいります。また、成年後見制度を始めとする権利擁護や障がい者虐待防止の観点から踏まえ施策を展開します。

【施策の方向】

●生活支援体制の整備

ケアマネジメントの推進と相談支援体制の充実を図ります。また、当事者・家族による活動を支援します。

●権利擁護（成年後見制度等について）

権利擁護（成年後見制度等）に関する情報の周知とサポート体制の充実を図ります。

●障がい者虐待防止について

平成23年6月17日に障害者虐待防止法が成立しました。このことについて法に則り、啓発、早期発見、早期の対応、その後の支援を進めていきます。

4. 保健・医療

障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・治療ができるよう、保健・医療サービスの適切な提供の充実を図ります。

また、江府町総合健康福祉センターには診療所と福祉保健課があります。医療と保健と福祉が一体で動けるように連携をとっています。この連携は江府町の保健・医療・福祉の根幹を担っています。これをさらに発展させ、身体・知的・精神・発達などの障がいに速やかに対応できる体制を整えていきます。

そして第2章でもありました、急増するこころの病気についても積極的な対策を推進します。

【施策の方向】

●障がいの原因となる疾病等の予防・治療

妊産婦の健康教育や健康指導、健康診査等の充実を図り、障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・治療を推進します。

●障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

障がいの軽減や重度化・重複化の防止のため、適切な医療・医学的リハビリテーションの提供が行われるよう、相談支援体制の充実や医療機関等との連携体制の強化を図ります。また、生活機能を維持・改善するため、機能訓練事業の充実を図ります。

●精神保健施策の充実

従来の保健師を中心とした活動に加えて、地域における心の健康に関する相談やカウンセリング等の提供機会の充実を図り、“心の健康づくり”を推進し、精神疾患の早期発見に努めます。

5. 雇用

障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し、働くことによって経済的な自立と社会への貢献という社会参加が促進されるよう、働く場・機会の充実と拡大を図ります。

【施策の方向】

- 雇用の促進と就労機会の拡大
町内の企業に対する啓発活動等を充実させ、障がいのある人の雇用促進を図ります。また、町から民間企業等へ業務委託を行う際に、その内容に応じて障がいのある人が働く福祉就労施設等への委託を検討します。
- 福祉的就労の充実
障がいのため一般就労が困難な人へ向けた福祉的就労の充実のため、町内の社会資源の充実と運営体制の強化を支援します。
- 就労支援体制の整備
公共職業安定所や就労生活支援センター等の関係機関との連携を強化し、就労に関する相談支援や就労訓練が適切に行えるよう体制の整備を図ります。

6. コミュニケーション

障がいの種類や程度によっては、自ら情報を得ること・発信することが困難な場合があります。障がいの特性に配慮したコミュニケーション支援体制を充実させていきます。

また、障がいの有無にかかわらずお互いの立場や気持ちを理解し、人権や個性を尊重したまちづくりを目指します。

【施策の方向】

- コミュニケーション支援体制の整備
聴覚障がいのある人への手話通訳者等の派遣体制の整備を図り、多くの利用につなげていけるよう広く周知できるよう広報を充実します。
- 交流の場・ネットワークづくりの推進
既存の公共施設などを活用した、気軽に集える居場所（拠点）づくりや、当事者間や支援者間のネットワークづくりを推進します。
- 地域交流の推進
お互いに理解を深め合うことができる“場”づくりに取り組みます。

7. 情報

江府町では障がいの程度が2極化しており、軽度の障がいのある方も増加しています。

だれもが住みよいくらしを送るためには、お互いのことを理解し、尊重しあう関係性が必要となります。そのためにも正しい障がいへの理解が必要となります。障がいの理解を深めるために情報発信や交流の推進を図ります。

【施策の方向】

●多様な情報媒体の活用推進

広報誌・行政無線・インターネットのホームページ等の様々な情報提供手段の活用を推進します。

●啓発・広報活動の推進

障がいに関する正しい知識について、広報誌やインターネットのホームページ、ポスター掲示やリーフレットなどを積極的に活用し、周知を行います。

また、サービスの利用促進に向けて情報発信・啓発に取り組みます。

福祉教育という観点では、地域の人権学習会などの地域での学習の場を通じて相互理解と相互尊重の意識を高めていきます。

●福祉教育等の推進

交流教育の実施などを通じて、障がいや障がいのある方に関する正しい理解を深める福祉教育の充実を推進します。

●地域交流の推進

以上の広報活動に加えて、相互理解を深め合うことができる“居場所”づくりに取り組みます。

8. 教育

障がいがある子どもに関しては、就学前後で把握の方法を分けています。就学前に関しては乳幼児健診等や赤ちゃん訪問等の保健師活動、保育園との連携により就学前の状況に関しては把握して、療育センターなど必要なサービスへとつなぐ役割を保健師とともにしています。また就学後は教育委員会と連携を取り、人数の把握のみならず必要な場合は要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）へ連絡をしております。

そして、障がいのある子どもの全体像の把握のために、幼・小・中の関係者、福祉保健課、教育委員会で「保小中特別支援教育連絡会」を開催し、情報交換や協議を開催しています。

今後、このような連携の形をさらに発展させ、障がいのある子どもが、将来に向かって自分の能力や可能性を最大限に生かせるよう、発達段階に応じた教育や療育体制の整備を図ります。

【施策の方向】

●一貫した相談支援体制の整備

福祉保健課やその他の機関が把握している情報や取り組みが適切で十分な形でサービスに繋がっていくために、障がいのある子どもの発達段階や障がいの特性に応じて、関係機関が適切な支援を行えるよう、乳幼児期から学校卒業後まで、関係者間の連携を強化し、一貫した相談支援体制の整備を推進します。

●療育体制等の整備

鳥取県立総合療育センターをはじめとする各療育機関との連携を強化し、地域の療育体制の整備を図ります。また、児童デイサービスなどの早期療育の場の確保に努めます。

●放課後活動の場の確保

放課後児童教室における障がいのある子どもの受け入れ体制整備など、放課後や長期休暇中に活動する場の確保を検討します。

●施設のバリアフリー化の促進

学校や保育所が、障がいのある、なしにかかわらず全ての子どもにとって適切な環境となるよう、施設のバリアフリー化に向けた整備を促進します。

第4章 障がい福祉サービスの数値目標等

1. 平成26年度までの目標数値の設定

障がいがある方の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次に掲げる事項について、数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある方が、平成26年度末までに地域生活（グループホーム、ケアホーム、一般住宅等）へ移行する者の数値目標を設定します。

※目標数値の考え方は文末脚注にあります考え方をご参考にしてください。

項目	数値	備考
現入所者数 (A)	15人	平成23年12月31日の数 (身体・知的)
平成26年度入所者数 (B)	12人	平成26年度末時点の利用見込み人員
【目標値】 縮減見込み (A-B)	3人 (▲20.0%)	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行数	3人 (20.0%)	施設入所からグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム等へ移行する者の数

現在のところ、15名の入所者がいます。この入所者の方を地域移行へ進めていくために、在宅サービスや相談支援機能の強化を推進します。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者の内、平成26年度中に一般就労へ移行する者の数値目標を設定します。

項目	数値	備考
現在の一般就労移行者数	0人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数	1人	平成26年度において施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	0人 0%	平成26年度末において、福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）の利用者のうち、就労移行支援事業を利用する者の数・割合
【目標値】 就労継続支援事業の利用者のうちA型の利用者数	1人 10.0%	平成26年度末において、就労継続支援事業を利用する者のうち、A型を利用する者の数・割合

一般就労は就労移行実績がありませんでした。今回は一般就労への移行を促進するため目標値を設定しました。

就労を継続して行えるよう、体制の整備をしていきます。

なお、入院中の精神障がい者の地域移行支援目標は第3期から県の計画において定めることになり、市町村計画に定めることは任意となりました。町においては詳細な数値把握が困難なため、数値目標を定めないこととします。実績は0名です。

2. 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策

(1) 障がい福祉サービスの見込量

平成26年度までの各年度における障がい福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

①訪問系サービス

サービス種別	24年度		25年度		26年度	
	利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援	3人	180時間／月	3人	180時間／月	4人	190時間／月

②日中活動系サービス

サービス種別	24年度		25年度		26年度	
	利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量
生活介護	6人	140人日／月	6人	140人日／月	6人	140人日／月
自立訓練（機能訓練）	0人	0人日／月	0人	0人日／月	0人	0人日／月
自立訓練（生活訓練）	1人	30人日／月	1人	30人日／月	1人	30人日／月
就労移行支援	0人	0人日／月	0人	0人日／月	0人	0人日／月
就労継続支援（A型）	1人	30人日／月	1人	30人日／月	1人	30人日／月
就労継続支援（B型）	15人	310人日／月	15人	320人日／月	16人	340人日／月
療養介護		3人／月		3人／月		3人／月
短期入所	1人	20人日／月	1人	20人日／月	1人	20人日／月

③居住系サービス

サービス種別	24年度		25年度		26年度	
	利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）		10人／月		10人／月		12人／月
施設入所支援		7人／月		7人／月		8人／月

④相談支援事業

相談支援	計画相談支援		8人/月		8人/月		11人/月
	地域移行支援		0人/月		1人/月		1人/月
	地域定着支援		0人/月		1人/月		1人/月

①訪問系サービスについて

訪問介護利用者が減少したことに伴い、22年度の実績と24年度以降の見込み量とを比べると減少しています。

しかし、地域で利用を促進できるようサービスのPRやニーズの掘り起こしを行います。

②日中活動系サービスについて

i 生活介護

新体系移行に伴うサービス利用の増大が考えられます。今後も増加する傾向が考えられますので、サービスの確保に努めます。

ii 自立訓練（機能訓練）

利用実績がなく、今回の計画では見込み量を設定しませんでした。

iii 自立訓練（生活訓練）

今まで実績がないので、今回は見込み量を設定しませんでした。

iv 就労支援移行

第4章の1で挙げた通り過去の実績がなく、今回は見込み量を設定しませんでした。しかし一般就労移行の目標もあり、積極的な活用の支援をします。

v 就労継続支援（A型）

現在1名の利用があります。今後も継続して支援できるように考えております

vi 就労継続支援（B型）

新体系移行後の数とさらなる利用を見込んで設定しております。

vii 療養介護

今後、18歳以上の対象者が増加する見込みです。その数を見込んで設定しました。

viii 短期入所

現在、短期入所の利用がありません。

③居住系サービス

現在江府町で最もサービスニーズが高いサービスです。今後は、サービス量を確保しながら地域生活への移行を推し進めていきます。

(2) 見込量の確保のための方策

①事業者への情報提供等

障がい福祉サービスや相談支援の事業を行う者を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進します。

②グループホームやケアホームの設置促進

地域生活への移行を進めるため、障がいのある方等の地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）について、社会福祉法人やNPO法人等による設置を支援します。

3. 地域生活支援事業

(1) 事業内容

①相談支援事業

障がいのある人や障がいのある子どもの保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある方等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし実施します。

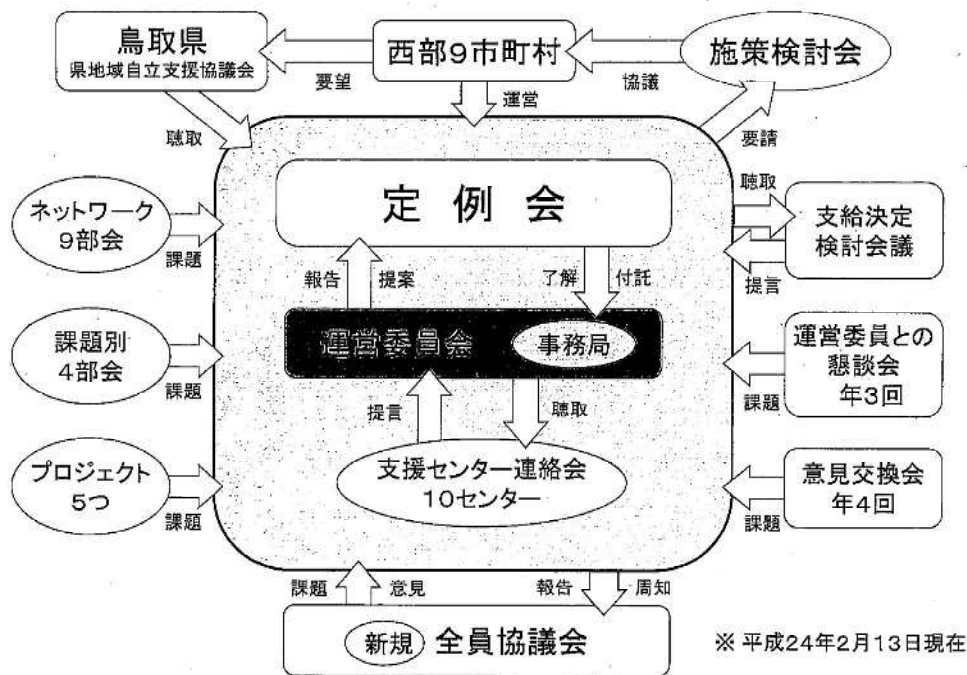
現在は、鳥取県西部9市町村で5つの相談支援事業所に業務委託を行っています。

☆鳥取県西部自立支援協議会

平成20年3月より、相談支援事業等地域の障がい福祉のシステムづくりの中核的役割を果たす協議の場として発足しました。市町村、福祉サービス事業者、相談支援事業者等128団体が参加しています。

江府町も参加しており、江府町にける課題の一つであるサービスの周知不足や相談支援事業の強化や地域課題の解決などについて話し合われている場であります。

西部障害者自立支援協議会の組織と課題解決の流れ



②コミュニケーション支援事業

聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳などの方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。

平成18年10月より鳥取県西部地区9市町村がNPO法人「コミュニケーション支援センター ふくろう」に事業委託を行っており、手話通訳士の派遣や要約筆記者の派遣等、サービス提供が行える状況が整備されています。

③日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人に対して、日常生活用具を給付・貸与します。(詳細に関してはP11の補装具・日常生活用具給付等状況や文末脚注のviをご参照ください)

④移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、ヘルパーを派遣し社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

⑤地域活動支援センター事業

通所により、創作活動、機能訓練、社会適応訓練等のサービスの提供等を行い、障がいのある人の自立と社会参加を支援します。

⑥その他の事業

●日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある方等の家族の就労支援及び障がいのある方等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

(2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

	サービス種別	24年度		25年度		26年度	
		利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量
地域生活支援事業	コミュニケーション支援		1人／月		1人／月		1人／月
	日常生活用具給付等事業		18件／月		20件／月		22件／月
	移動支援		3時間／月		3時間／月		4時間／月
	地域活動支援センター事業		0 (か所)		0 (か所)		1 (か所)
	日中一時支援事業	3名	70時間／月	4名	80時間／月	5名	100時間／月

(3) 見込量の確保のための方策

①柔軟な事業実施

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、利用者ニーズの把握に努めるとともに、地域の特色に合った柔軟な事業実施を目指します。

②広域的な事業実施

コミュニケーション支援事業や相談支援事業など、専門性の高いサービスの提供を効果的・効率的に実施するため、他市町村や県と連携し広域的なサービス基盤の整備を推進します。

③財源の確保

地域生活支援事業に関しての国から補助金は、人口規模などによって配分される仕組みになっており、事業量に応じた十分な補助金が確保できない可能性があります。国への要望を行うなど事業実施に必要な財源の確保に努めます。

<※ i >

障がい者自立支援法第八十八条（市町村障害福祉計画）

1 市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障がい福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 二 前号の指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 四 その他障がい福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障がい者等の数、その障がいの状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

<※ ii >

国の指針

①施設からの移行

平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本とする。

②就労支援

平成26年度末における福祉施設利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成26年度末において、就労支援事業の利用者のうち3割は就労継続支援（A型）を利用することを旨とする。

県の目標

①施設からの移行

平成26年度末までに、平成17年10月1日時点の施設入所者数の33.0%が地域生活へ移行することとともに、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から19.7%を削減することとして、目標値を設定します。

②就労支援

平成26年度中に一般就労に移行する者の数を、平成17年度において福祉施設を退所し一般就労へ移行した実績（12人）の5.3倍（64人）とすることを引き続き目指します。

なお、就労移行支援事業を利用する者及び就労継続支援事業の利用者のうち就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合については、それぞれの事業についての現在の県内の整備状況を考慮し、各市町村が見込む利用者を基本として定めることとしました。

併せて、障がい者の就労支援は、一般就労の支援及び福祉的就労の支援の両輪で進める必要があることから、平成23年度に終期を迎える「小規模作業所等工賃3倍計画」に代わる工賃向上のための計画を別途定め、福祉的就労の底上げについても、取り組んでいきます。

<※iii>

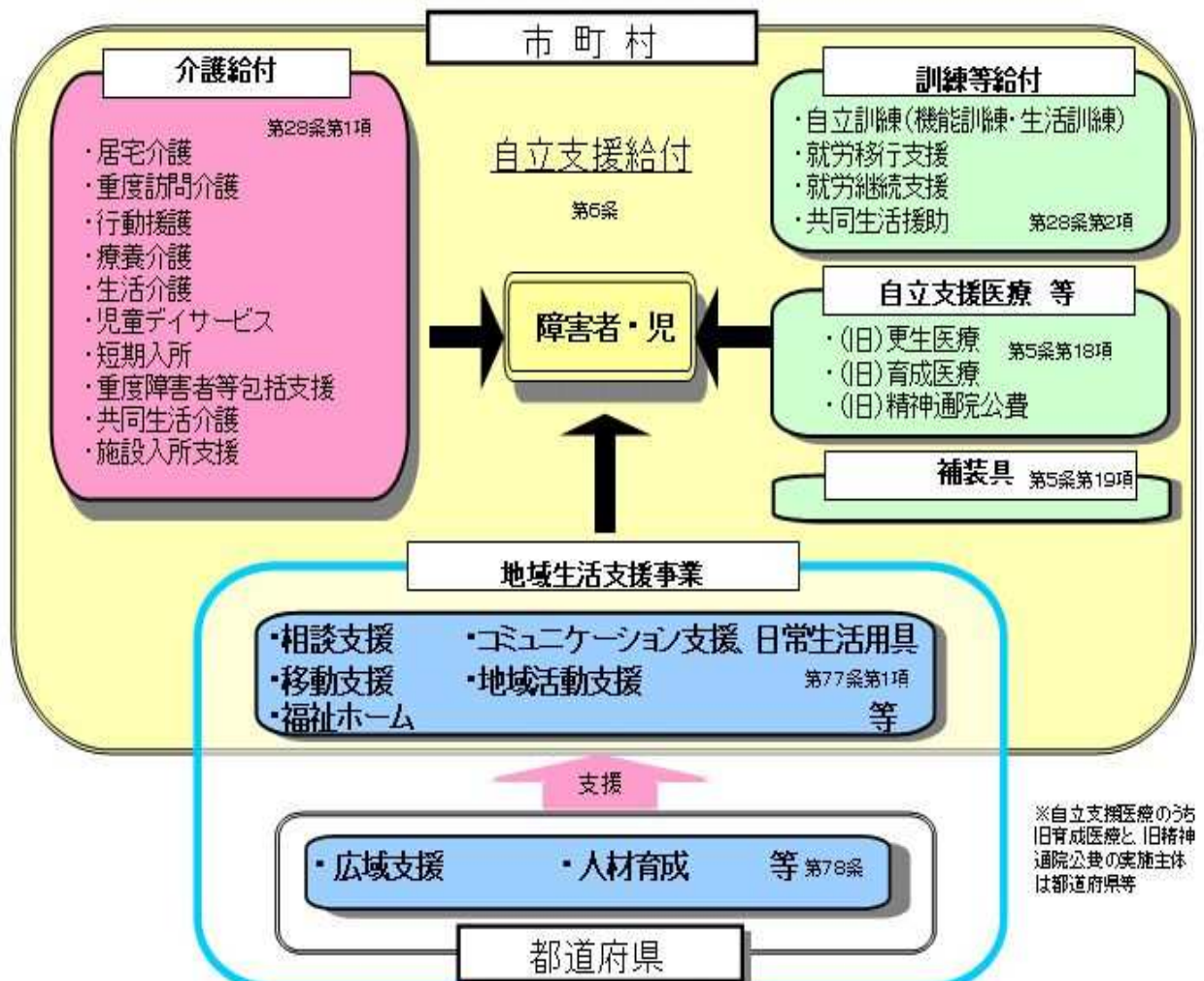
地域移行とは

たんに生活の場所が施設から地域に代わるということではなく、**自らが選択した地域で生活するために、必要な差一ビスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることを確保すること**です。さらに、地域移行は地域生活に移行するまでの過程のみをさすのではなく、障がいのある人が地域社会の一員として、地域とつながりを持ちながら豊かに暮らしていくことを支援し続けることです

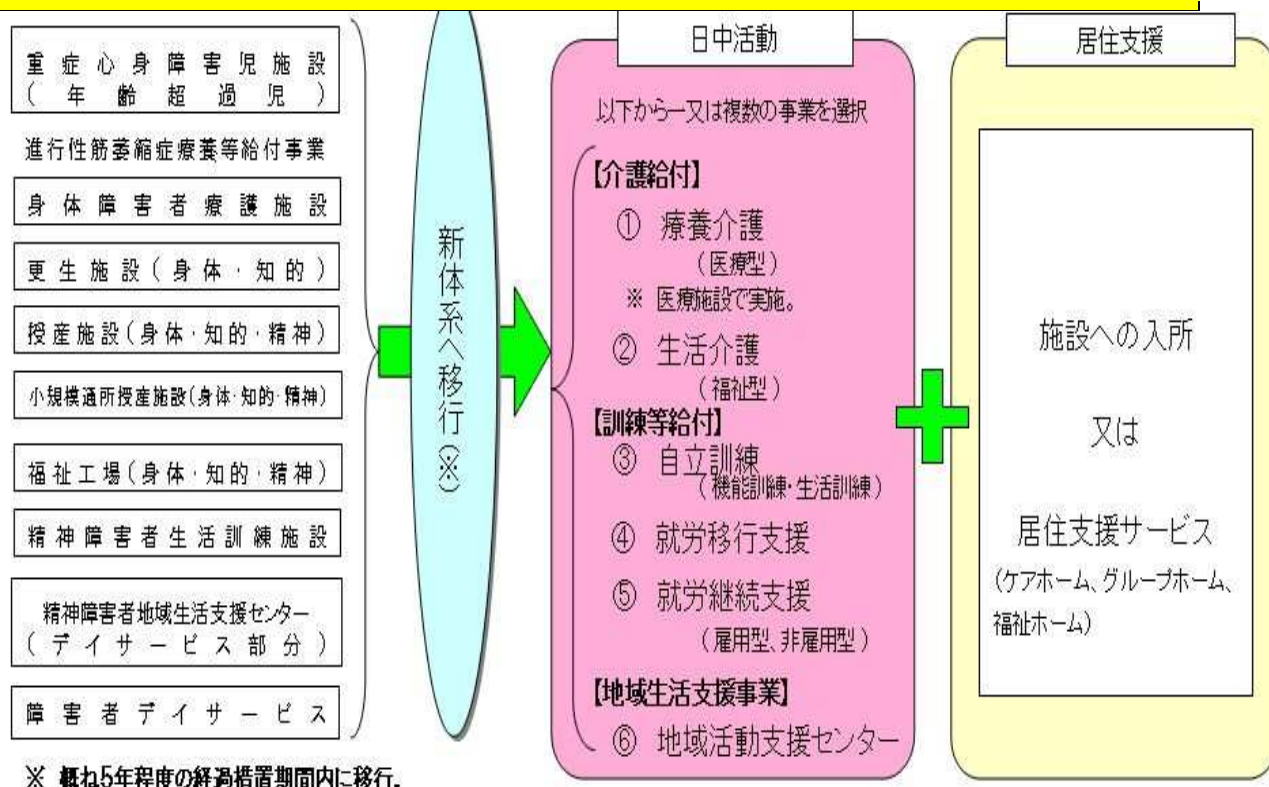
<※iv>

障がい福祉サービスの全体像

総合的な自立支援システムの構築



○障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。
 ・「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離。）
 ・入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築



<※>

就労継続支援 A 型と B 型について

就労継続支援 A 型（雇用型）

企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者下記の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者（利用開始時 65 歳未満の者）。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- (3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

就労継続支援B型（非雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- (2) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された者
- (3) 上記に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- (4) 上記に該当しない者であって、地域に一般就労の場やA型の事業所による雇用の場が乏しく雇用されること又は就労移行支援事業者が少なく利用することが困難と区市町村が判断した者（平成23年までの経過措置）

<※^{vi}>

単位の考え方

- 時間/月・・・1 か月当たりの延べ利用時間数
- 人日/月・・・1 か月あたりの延べ利用日数
- 人/月・・・1 か月あたりの利用

<※^{vii}>

ケアホームとグループホームの違いについて

・共同生活介護（ケアホーム）

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

【対象者】

障害程度区分が区分2以上に該当する身体障害者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障害者及び精神障害者

・共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

【対象者】

障害程度区分が区分1以下に該当する身体障害者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障害者及び精神障害者。

※ 障害程度区分2以上の方であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。

<※vii>

日常生活用具について

○厚生労働省告示第529号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十七条第一項第二号の規定に基づき、障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十七条第一項第二号の規定による障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具は、第一号に掲げる用具の要件をすべて満たすものであって、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するものとする。

一 用具の要件

イ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの

ロ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの

ハ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

二 用具の用途及び形状

イ 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの

ロ 自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

ハ 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

ニ 情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

ホ 排泄管理支援用具 ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

ヘ 居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの